

資料 13 雨水施設設計画の要求水準

●雨水施設設計に当たっては、以下の事項を遵守すること。

- ①雨水流出抑制に努める計画とすること。
- ②開発区域内前後の雨水流出係数（加重平均）の確認を行うこと。
- ③那覇市流域関連公共下水道事業計画（マスタープラン）の流出係数（0.70）以下となるよう計画とすること。
- ④隣接する土地及び既設排水路に対し、悪影響を与えない計画とすること。
- ⑤必要に応じ雨水貯留施設等の設置を検討すること。
- ⑥雨水貯留施設等の設置については、技術指針等に従い、将来の維持・管理も考慮した計画とすること。
- ⑦雨水排水接続先の施設管理者から同意を得ること。
- ⑧雨水を雑用水として利用する等、水資源の有効利用に努めること。

●既存雨水施設の切回しに当たっては、以下の事項を遵守すること。

- ⑨埋設物調査を実施すること。また、必要に応じて地盤調査等を実施すること。
切回しにおける設計は、閲覧資料7（仮称）新真和志複合施設建設事業業務委託（雨水移設計画策定）の内容を参考にするとともに、「下水道施設計画・設計指針と解説-2019年版-」に適合させて設計すること。また、下水道法第16条・第24条に基づき、事前に、公共下水道事業管理者より、切回し工事の承認を得ること。
- ⑩建物は、雨水施設を避けて計画すること。
- ⑪人孔蓋の上部への車両の駐車や建築構造物の配置等により、人孔蓋が開けられない等、維持管理上の支障が発生しないよう建築設計を行うこと。